特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳交付関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

磐田市は、手帳交付関係事務（身体障害者・精神障害者・療育手帳）における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

静岡県磐田市長

公表日

令和8年6月19日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳交付関係事務
②事務の概要	＜身体障害者手帳交付＞ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき、身体障害者手帳について、手帳所持者と手帳記載内容の管理、都道府県への進達処理、各種通知書・一覧帳票の発行、統計帳票出力処理を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び身体障害者福祉法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。 ①身体障害者手帳の交付申請の受理（身体障害者福祉法第15条第1項） ②身体障害者手帳の交付申請の却下の通知（身体障害者福祉法第15条第5項） ③身体障害者手帳交付台帳の整備（身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第9条） ④氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出の受理（身体障害者福祉法施行令第9条第2項） ⑤氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還（身体障害者福祉法施行令第9条第3項） ⑥他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理（身体障害者福祉法施行令第9条第4項） ⑦他の都道府県内に居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還（身体障害者福祉法施行令第9条第5項） ⑧身体障害者手帳の返還の受理（身体障害者福祉法第16条第1項） ＜精神障害者保健福祉手帳交付＞ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づき、精神障害者手帳について、手帳所持者と手帳記載内容の管理、都道府県への進達処理、各種通知書・一覧帳票の発行、統計帳票出力処理を行う。 特定個人情報ファイルは、番号法及び精神保健福祉法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。 ①精神障害者保健福祉手帳の交付（精神保健福祉法第45条） ②精神障害者保健福祉手帳の交付申請の却下通知（精神保健福祉法第45条第3項） ③精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備（精神保健福祉法第45条第6項） ④精神障害者保健福祉手帳の更新、障害等級の変更、再交付（精神保健福祉法第45条第4項及び第6項） ⑤氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出の受理（精神保健福祉法施行令第7条第2項） ⑥他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理（精神保健福祉法施行令第7条第4項） ⑦精神障害者保健福祉手帳の返還の受理（精神保健福祉法第45条第6項） ＜療育手帳交付＞ 静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）に基づき、療育手帳の交付に関する事務を行う。具体的な事務としては、 (1) 療育手帳の交付に係る申請書の受付 (2) 審査に係る通知書及び手帳の手交 (3) 療育手帳交付非該当決定通知書の手交 (4) 住所等の変更に係る届出書の受付 (5) 住所等の変更に係る療育手帳の記載事項の訂正及び返付 (6) 転入に係る届出書の受付 (7) 転入に係る療育手帳の記載事項の訂正及び返付 (8) 資格喪失に係る届出書の受付 (9) 転出に係る届出書の受付 (10) 再判定に係る申請書の受付 (11) 再判定の審査に係る通知書及び療育手帳の手交 (12) 療育手帳再判定非該当決定通知書の手交 (13) 療育手帳の再交付に係る申請書の受付 (14) 再交付に係る療育手帳の手交 (15) 再交付を受けた後、それ以前に使用していた手帳の返納の受付 (16) 療育療育手帳交付台帳の作成 (17) 療育手帳個人番号届出書
③システムの名称	身体障害者手帳交付システム 精神障害者保健福祉手帳交付システム 療育手帳交付システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
手帳交付関係ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 番号法別表 項番八及び三十三の三（療育手帳交付事務）、項番二十（身体障害者手帳交付事務）及び項番二十二（精神障害者手帳交付事務） 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第11条（身体障害者手帳交付事務）及び第14条（精神障害者手帳交付事務）、第7条及び第24条の5（療育手帳交付事務）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条、第21条 ＜身体障害者手帳交付事務＞ 番号法別表項二十一　事務欄が「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収（に関する事務）」及び「身体障害者福祉法による費用の徴収（に関する事務）」を含む項 （上記のうち、身体障害者手帳に関わるもの） ＜精神障害者保健福祉手帳交付事務＞ 番号法別表項二十二　事務欄が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収（に関する事務）」を含む項 （上記のうち、精神障害者保健福祉手帳に関わるもの） ＜療育手帳＞ 番号法別表項五十一　事務欄が「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務」を含む項 （上記のうち、療育手帳に関わるもの）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉相談課
②所属長の役職名	福祉相談課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒438－8650 静岡県磐田市国府台3番地1　磐田市役所　広報広聴・シティプロモーション課　市民相談センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒438－8650 静岡県磐田市国府台57番地7　磐田市役所　福祉相談課
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　]	<選択肢> 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	<選択肢> 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　基礎項目評価書　]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査　　[ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		

従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総務省主催のイーラーニングについて、全職員（会計年度職員等を含む）を対象にして募集している。コース内容の概要も作成して、所属業務に応じたコースを案内するようにしている。イーラーニング募集時期に応じて、複数回の募集を行い、広く参加を呼び掛けている。特に番号を取り扱う職員は、受講歴を確認し、受講していない職員には研修を呼び掛けるなど未受講を防ぐ対応を行っている。また、マイナンバー利用課・関係課については、内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	広報広聴課	広報広聴・シティプロモーション課	事後	組織変更による
平成28年4月28日	1．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日　時点	平成28年4月28日　時点		
平成28年4月28日	2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日　時点	平成28年4月28日　時点		
令和1年8月1日	評価書名	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付関係事務	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳交付関係事務	事後	
令和1年8月1日	Ⅰ関連情報　1特定個人情報ファイルを取り扱う事務　①事務名称	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付関係事務	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳交付関係事務	事後	
令和1年8月1日	Ⅰ関連情報　1特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	新規追加	＜療育手帳交付＞	事後	
令和1年8月1日	Ⅰ関連情報　3個人番号の利用	新規追加及び項目見直し	＜療育手帳交付事務＞他	事後	
令和1年8月1日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	新規追加	＜療育手帳＞ 番号法別表第二　事務欄が「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務」を含む項（上記のうち、療育手帳に関わるもの）	事後	
令和6年6月12日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法別表第二	＜身体障害者手帳交付事務＞ 番号法別表項二十一 ＜精神障害者保健福祉手帳交付事務＞ 番号法別表項二十二 ＜療育手帳＞ 番号法別表項五十一	事後	根拠法改正による
令和6年6月12日	Ⅰ関連情報　3個人番号の利用	番号法別表第一 項番7及び33の3（療育手帳交付事務）、項番11（身体障害者手帳交付事務）及び項番14（精神障害者手帳交付事務） 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第11条（身体障害者手帳交付事務）及び第14条（精神障害者手帳交付事務）、第60条（療育手帳交付事務）	番号法別表 項番八及び三十三の三（療育手帳交付事務）、項番二十（身体障害者手帳交付事務）及び項番二十二（精神障害者手帳交付事務） 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第11条（身体障害者手帳交付事務）及び第14条（精神障害者手帳交付事務）、第7条及び第24条の5（療育手帳交付事務）	事後	根拠法改正による
令和6年6月12日	5.①部署②所属長の役職名	5.①福祉課②福祉課長	5.①福祉相談課②福祉相談課長	事後	組織変更による
令和7年1月6日				事後	様式変更による再提出
令和7年6月17日	Ⅰ関連情報　1特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要		＜療育手帳交付＞ (17)　療育手帳個人番号届出書　追加	事後	根拠法改正による